

- 三、主たる事務所
四、組織
五、組合員の資格に関する規定
六、組合員の加入及び脱退に関する規定
七、組合の總會其の他の會議に関する規定
八、組合の代表者其の他の役員に関する規定
九、組合費加入金及び會計に関する規定
十、組合財産の管理に関する規定
十一、組合の目的たる事業に関する規定
十二、組合規約の變更に関する規定
- 第四條 勞働組合は主たる事務所の所在地に於て設立の登記を爲すことを得
前記の登記をなさざる勞働組合は之を法人とす
- 第五條 勞働組合の登記の登記すべき事項左の如し
- 一、第三條第一款及第三點に掲げたる事項
二、設立の年月日

三、当事の住居或いは事務所の所在に於て設立の登記を爲すことを不得

前項に掲げたる事項中に變更又りたる時は一週間に其登記を爲すことを不得す

登記前にありては其變更を以て第三者に對抗するこゝを得ず

第六條 民法第四十四條第一項、第四十五條第二項、第四十八條、第五十條、第五十二條乃至第五十六條、第六十八條乃至第七十二条、第七十二条、第八十四條の規定は法人の勞働組合に之を適用す
但し總會に就ては組合規約の定むる所に依り組合員中より選舉したる代議機關を以て之に代ふることを得
此場合に於ては總會に關する規定は之を代議機關に準用す

第七條 法人たる勞働組合の合併に就ては民法第六十九條の規定を準用す
勞働組合が合併を爲したる時は二週間に合併後存續する組合に就ては變更の登記を爲し合併に依りて消滅したる組合に就ては解散の登記を爲し合併に依りて設立したる組合に就ては設立の登記を爲す事を要す
勞働組合が合併を爲したる時は合併後存續する組合又は合併に依りて設立したる組合は合併に依りて消滅したる組合の権利義務を承継す